



〈研究〉再度改正の簡易保険料を評す

佐藤，保兒

(Citation)

経済學商業學國民經濟雜誌, 37(4):573-591

(Issue Date)

1924-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053690>



研 究

再度改正の簡易保険料を評す

佐 藤 保 兒

一

簡易生命保險制度は其の端緒を遠く日清戰役終了の時に發するものであつて、當時遞信省内に小口保險創始の議起り、明治三十三年郵便貯金法制定の際其の中に郵便保險及び年金に關する條項を規定せんとする議もあつたが、時期尙早の故を以て中止し更に調査を繼續するといふことになつた。其の後世態の變遷著しく殊に日露戰役後產業の發展に伴ひ小口保險實施の要一層切實を加ふるに至つたので、明治四十三年七月郵便貯金局内に郵便保險年金制度調査委員會を設け内外保險事業の調査に着手したが、本制度施行の曉において社會各般に及ぼす影響の大なるべきを慮り其の調査機關を擴大し、翌四十四年一月遞信省内郵便保險年金制度調査會を組織し、斯業に關係ある學者實務家を加へて討議した。大正三年時の内閣は小口保險を以て其の施政方針の一となし、同年五月二十二日内閣に小口保險制度調査委員會を設置し法制局長官を委員長とし、内務大藏文部農商務及び遞信

の各省より委員を選任し六月より十一月に互り數十回の委員總會及び特別委員會を開き調査審議したのであつた。同年十二月十二日其の法定要項及び法律勅令並に規則草案を公表すると共に、一面地方長官商業會議所各種學校又は協會等各方面に諮問し、且つ内外斯業の實況を參酌し、茲に簡易生命保險法案及び簡易生命保險特別會計法案の成案を得て大正五年二月七日第三十七議會に提出した。同議會は保險金額の最高限度三百圓を貳百五十拾圓に修正したる上之れを協賛し、茲に簡易生命保險法案及び簡易生命保險特別會計法案の成立を見るに至つたのである。

本法案の成立するや直ちに爲替貯金局内に簡易生命保險事務準備部を置き之が實施に關する諸般の調査をなし其の草案を作り、四月遞信省内に設置されたる簡易生命保險事務準備委員會の審議に附し、愈々七月に於て簡易生命保險法及び特別會計法の公布となつた。同年八月十八日遞信省令第四十六號簡易生命保險規則其他の公布あり、十月一日より簡易生命保險事業の開始となつたのである。(簡易保險局統計年報參照)

大正十一年三月保險金額の最高制限貳百五十拾圓は經濟事情の變遷に伴はずとなし之れが改正法律案を第四十五議會に提出し兩院の協賛を得、四月之れに關する改正法律の公布となつた。其の實施期日は九月一日よりとなし、同日より簡易生命保險令第六條第二項中貳百五十拾圓は參百五十拾圓と改正さるゝことになつたのである。

以上要するに簡易生命保險の實施迄には頗る慎重なる態度をとり研究に研究を重ねたるもの、最近明治四十三年七月郵便保險年金制度調査委員會の設けられてよりするも大正五年實施の日迄には六年餘を経過せるものにて知るべきであらう。ために何等の蹉跌なく業運日に隆々たるもの斯業のためのみならず實に國家社會の爲に慶賀に堪へざる所なれども、翻つて實質方面を見んか保險金額に對して保險料の法外に高率なるは失敗といふより外ないであらう、寧ろ此種の保險にありては社會政策の立場等よりして低率に過ぎ保險局の損失を招く程度の方却つて至當とすべきであつて、大的利益を擧げ得るに至れるもの決して成功とはいへぬであらう。この點については明かに統計的方面の研究に缺陷ありしことを證明するもの、唯徒らに大事をとり過ぎ使用原表たる死亡表の死亡率を何等の根柢なくして法外なる高率に修正したるに由るといふより外ないであらう。筆者は已に本誌第三十三卷第二號拙稿「簡易保險料に就て」なる題下に充分論評せるもの、近き將來に於てこれが改訂を希望する旨を述べたのであつたが、豈圖らんや極めて姑息的なる方法ながら改正さるゝに至つたのは聊か快とする所、即ち大正十一年八月廿六日附遞信省令第五十二號を以て所謂長期契約者に對する保險料還付の方法制定され同日より施行さるゝことになつたのがそれである。簡易生命保險規則第五十七條の二、保險契約の效力發生後五年を経過したる契約に付ては保險金支拂と同時に別表の定むる所により保險料を保險契約者に還付するといふのである。此改正の内容について

は同じく本誌第三十三卷第六號拙稿「簡易保険の改正保険料を評す」なる題下に委しく述べたところなるが、未だ以て充分なりと稱すべき低下ではなく後日更に改訂の日はあらう、否根本的に死亡表の改訂を斷行すべきであると極論したのであつた。然るにこの改正後二ヶ年を出でざる今日再度改正を見たるもの痛快の極みである、しかも姑息的なる改正なるために、根本的改正ならぬために、頗る可笑しい結果になつたのであつて、以下少しく其の然る所以を明かにしたいと思ふのである。

三

今回大正十三年六月九日附遞信省令第三十號を以て二つの重要な改正が行はるゝことになり、施行の期日は官報には明示なきも新聞の報ずる所によれば七月一日よりとある。其の一は簡易生命保険規則第二十二條の二、被保險者が保険契約の效力發生後の傷害に因り兩手兩足若くば一手及び一足を失ひ又は兩眼を盲したる場合に於て、保険契約者保険契約の解除を爲さざる旨を表示して其の事實の承認を請求し簡易保険局之れを認めたるときは、將來の保険料は之れを拂込むことを要せずして保険契約は將來に向つて效力を存續するといふのであり、其の二は同規則五十七條の二の規定による保険料還付額は、第二十二條の二の規定に依り保険料の拂込を要せざるもの又は保険契約に變更ありたるものを除き、左記に相當する額とするといふので、前記大正十一年八月二十六日改正の分よりも更に著しく増加せる還付金額を見るに至つたのである。

第五十七條ノ二ノ規定ニ依ル保険料還付額

養老保險

十年
十五年
二十年

全期	}	年十
		年五十
全期	}	年十二
		年五廿
十年	}	年十三
		年五卅
二十年	}	年十四

七九

第三十七卷

(五七八)

研究

再度改正の簡易保険料を評す

第四號

八〇

二四	四四	三七	四六	五一	六四	四三	五九
二五	四七	三九	四九	五五	六九	四六	六四
二六	五一	四一	五二	五九	七四	四九	六九
二七	五五	四三	五六	六三	八〇	五二	七四
二八	五九	四六	六〇	六七	八六	五五	七九
二九	六三	四九	六四	七一	九三	五九	八四
三〇	六七	五二	六八	七五	一〇〇	六三	八九
三一	七二	五五	七二	七九	一〇七	六七	九四
三二	七七	五八	七六	八三	一一五	七一	一〇〇
三三	八二	六一	八〇	八八	一二三	七五	一〇六
三四	八七	六四	八四	九三	一三二	七九	一一二
三五	九二	六七	八八	九八	一四一	八三	一一八
三六	九八	七〇	九三	一〇四	一五〇	八八	一二五
三七	一〇四	七四	九八	一一〇	一六〇	九三	一三二
三八	一一〇	七八	一〇三	一一六	一七〇	九八	一三九
三九	一一六	八二	一〇八	一二二	一八〇	一〇三	一四七
四〇	一二二	八七	一一三	一二八	一九一	一〇九	一五五
以上	ソノ端數	七同分	同八月分	同九月分			
毎二十分チ加算ス							

四

今この煩雜なる表に直面して本誌第三十三卷第六號頁四八より五一に渡つて同號頁三一の公式(1)にあらはるゝKなる函數の一般性について附記せるの幸を思はねばならぬ何となればこの一般化せる公式によりて問題は容易に解決さるゝことがわかるからである。今純保險料として年掛保險料を計算せんとするに當りこれが計算に入るべき全部の條件を再録せんか、先づ保險料は月掛なることを第一條件とし、保險金の支拂は死亡が契約成立後一ケ年以内に起る場合には拂込保險料の全額、二ケ年以内に起る場合には保險金の半額を支拂ひ、三ケ年以上にして死亡する場合は契約の保險金全額を支拂ふのであり、更に第六年目よりの死亡者に對しては別表の通り還附金を添へるのである。

第6年目よりs年間は1ケ月分宛を遞加し、次ぎのt年間は2ケ月分宛を遞加し、次ぎのu年間は3ケ月分宛を遞加し、v年間は4、w年間は5、.....年間は「」最後のk年間はrケ月分宛を遞加するものなるとき、以上の條件を全部計算に入れて年掛純保險料を求むる公式は次の如くなる。

$$P_{x:n} = \frac{M_{x+1} - M_{x+n} + D_{x+n} - \frac{1}{2}C_{x+1}}{N_{x-1} - N_{x+n-1} - \frac{1}{2}(1+b)C_x - \frac{11}{24}D_x - \frac{1}{12}(1+b)K_{x:n}} \dots\dots\dots (1)$$

$$\text{但 } K_{x:n} = R_{x+5+1} + R_{x+5+s+1} + R_{x+5+s+t+1} + R_{x+5+s+t+u+1} + \dots\dots\dots + R_{x+n-k+1} - rR_{x+n} + pM_{x+5} - [M_{x+5+s+t} + 2M_{x+5+s+t+n} + \dots\dots\dots + (r-2)M_{x+n-k} +$$

$$+ (p+s-1+2t+3u+\dots+r_k)D_{x+n} + \{p+s-1+2t+3u+\dots+r(k+1)\}M_{x+n}\}$$

これを保険の各種類に適用すれば次の如き關係を與へる。

尋常終身保険の年掛保険料を求むる公式は(1)において $n=8$ 即ち死亡表終末の年齢をとることに

よ

$$M_{x+n}=D_{x+n}=N_{x+n-1}=R_{x+n}=0 \text{ なることをよりて}$$

$$M_{x+1} - \frac{1}{2}C_{x+1}$$

$$P_x = \frac{N_{x-1} - \frac{1}{2}(1+b)C_x - \frac{11}{24}D_x - \frac{1}{12}(1+b)K_x}{\dots\dots\dots(a)}$$

$$\text{但 } p=5 \quad s=5 \quad t=7 \quad u=8 \quad v=5 \quad w=5 \quad g=5 \quad h=i=j=0 \quad k=\infty$$

$$\therefore K_x = R_{x+6} + R_{x+11} + R_{x+18} + R_{x+26} + R_{x+31} + R_{x+36} + 4R_{x+41} + 5M_{x+5} - [M_{x+17} + 2M_{x+25} + 3M_{x+30} + 4M_{x+35} + 26M_{x+40}]$$

また有限(m年)掛金終身保険にありては容易に次式を得らるゝことを證明される

$${}_mP_x = \frac{M_{x+1} - \frac{1}{2}C_{x+1}}{N_{x-1} - N_{x+m-1} - \frac{1}{2}(1+b)C_x - \frac{11}{24}D_x - \frac{1}{12}(1+b){}_mK_x} \dots\dots\dots(b)$$

而して $m=10$ 即ち十年拂込終身保険にありては

$$p=6 \quad s=6 \quad t=16 \quad u=9 \quad v=3 \quad w=1 \quad i=0 \quad k=\infty$$

$$\therefore 10K_x = R_x + 6 + R_x + 12 + R_x + 28 + R_x + 37 + R_x + 40 + 2R_x + 41 + 6M_x + 5 - [M_x + 27 + 2M_x + 36 + 3M_x + 39 + 9M_x + 40]$$

同様に $m=15$ に於ては

$$p=6 \quad s=3 \quad t=10 \quad u=8 \quad v=9 \quad w=5 \quad i=j=0 \quad k=\infty$$

$$\therefore 15K_x = R_x + 6 + R_x + 9 + R_x + 19 + R_x + 27 + R_x + 36 + 3R_x + 41 + 6M_x + 5 - [M_x + 18 + 2M_x + 26 + 3R_x + 35 + 15M_x + 40]$$

$m=20$ に於ては

$$p=6 \quad s=4 \quad t=4 \quad u=10 \quad v=9 \quad w=3 \quad g=5 \quad i=j=0 \quad k=\infty$$

$$\therefore 20K_x = R_x + 6 + R_x + 10 + R_x + 14 + R_x + 24 + R_x + 33 + R_x + 36 + 3R_x + 41 + 6M_x + 5 - [M_x + 13 + 2M_x + 23 + 3M_x + 32 + 4M_x + 35 + 18M_x + 40]$$

次に二十年満期全期拂込養老保険にありては(1)により

$$p=6 \quad s=3 \quad t=4 \quad u=3 \quad v=5 \quad u=5+3+4+3+5=20$$

$$M_x + 1 - M_x + 20 + D_x + 20 - \frac{1}{2}C_x + 1$$

$$\therefore R_{x:20} = \frac{N_x - 1 - N_x + 20 - 1 - \frac{1}{2}(1+b)C_x - \frac{11}{24}D_x - \frac{1}{12}(1+b)K_{x:20}}{\dots\dots\dots(c)}$$

$$\text{但} \quad K_{x:20} = R_x + 6 + R_x + 9 + R_x + 13 + R_x + 16 + R_x + 21 - 4R_x + 20 + 5M_x + 5 - [M_x + 12 + 2M_x + 15 + 49M_x + 20] + 45D_x + 20$$

更にまた有限(m年)掛金養老(n年)保険例へば十年拂込三十年満期の分については

$$p=6 \quad s=4 \quad t=11 \quad u=8 \quad v=2 \quad n=5+4+11+8+2=30$$

$$M_x+1-M_x+30+D_x+30-\frac{1}{2}C_x+1$$

$$\therefore 10P_{x:30} = \frac{N_x-1-N_x+10-1-\frac{1}{2}(1+b)C_x-\frac{11}{24}D_x-\frac{1}{12}(1+b)10K_{x:30}}{\dots\dots\dots(d)}$$

$$\text{但 } 10K_{x:30} = R_x+6+R_x+10+R_x+21+R_x+29+R_x+31-4R_x+30+6M_x+5-$$

$$-[M_x+30+2M_x+28+67M_x+30]+63D_x+30$$

等自由に夫々に應ずる公式を導かれる。吾人の目的は保険料表を作るにはあらず、其の大體の傾向を知らんとするにあれば要するに公式が與へられ且つ(1)なる基數表(第三十三卷第二號頁九〇)が與へらるゝならば手數をだに惜しまずば全部の料金を求めらるゝにより、只方針のみを示して餘の計算は省く。

五

本誌第三十三卷第二號拙稿「貿易保險の保険料に就て」及び同卷第六號拙稿「簡易保險の改正保險料を評す」の趣旨により、尋常終身保險有限(十年)掛金終身保險、二十年滿期全期拂込養老保險及び三十年滿期十年拂込養老保險の四種類に配するに二五、三〇、三五歳なる三年齡を以てするときは次の如くなる。

- (1) 尋常終身保險料の計算、(a)による。

先づbを定むることを要するが、前々回においては四割をとりて略適中し、前回には三割をとりて是れ又略成功せるものであつたが、今回は勿論更に低下するわけなれば概算約二割とする。

$$P_{25} = \frac{M_{26} - \frac{1}{2} C_{26}}{M_{24} - \frac{1}{2} \times 1.2 \times C_{25} - \frac{11}{24} D_{25} - \frac{1}{12} \times 1.2 \times K_{25}} = 0.020115$$

$$\text{但 } K_{25} = R_{31} + R_{36} + R_{43} + R_{51} + R_{56} + R_{61} + 4R_{66} + 5M_{30} - [M_{42} + 2M_{50} + 3M_{55} + 4M_{60} + 26M_{65}]$$

$$= 848,542.69$$

これは云ふ迄もなく保険金一圓に對する純保険料であるが、以下便宜上千圓に對する保険料を單位として $P_{25} = 20.115$ の如くあらはすものとする。同じ計算を繰り返し

$$P_{25} = 20.115 \quad P_{30} = 23.199 \quad P_{35} = 27.374$$

(2) 十年掛金終身保険料の計算、(b)による

$${}_{10}P_{25} = 55.572 \quad {}_{10}P_{30} = 60.014 \quad {}_{10}P_{35} = 65.559$$

(3) 二十年満期全期拂込養老保険料の計算、(c)による

$$P_{25} \overline{20} = 48.172 \quad P_{30} \overline{20} = 48.676 \quad P_{35} \overline{20} = 51.635$$

(4) 三十年満期十年拂込養老保険料の計算、(d)による

$${}_{10}P_{25} \overline{30} = 71.253 \quad {}_{10}P_{30} \overline{30} = 72.248 \quad {}_{10}P_{35} \overline{30} = 76.593$$

六

以上求めたる代表的純保険料を實際の収入保険料と比較し純保険料についての附加保険料率を計算して見る、比較に便せんがために改正前の分及び前回改正の分をも再録して次表を作る。

終身保險

終身拂込

十年拂込

年 齡			純 率			比		
再	改	前	再	改	前	再	改	前
二七・三七	二六・五四	二四・三一	〇・二四六	〇・二八一	〇・三九八	〇・六二	〇・七〇	一・〇〇
三五			三四・〇			六八・一		
再	改	前	再	改	前	再	改	前
二二・〇〇	二二・四〇	二〇・五二	〇・二五八	〇・三〇四	〇・四二三	〇・六一	〇・七二	一・〇〇
三〇			二九・二			六一・四		
再	改	前	再	改	前	再	改	前
二〇・一二	一九・三二	一七・七二	〇・二七七	〇・三三〇	〇・四五〇	〇・六二	〇・七三	一・〇〇
二五			二五・七			五六・一		
再	改	前	再	改	前	再	改	前
〇・二七	〇・三三	〇・四五	〇・二七	〇・三三	〇・四五	〇・六二	〇・七三	一・〇〇
二五			五五・五七			〇・一〇		
再	改	前	再	改	前	再	改	前
四七・〇五	五四・一六	六〇・〇一	〇・三〇五	〇・一三四	〇・二二三	〇・四五	〇・四五	一・〇〇
四七・〇五			六五・五六			〇・一三		
五二・三八			六〇・〇八			〇・四四		
五二・三八			六五・五六			〇・四四		

養老保險

二十二年 拂込期
三十一年 拂込期

年 齡			年 齡		
再	改	前	再	改	前
三五			三〇		
再	改	前	再	改	前
五一・六四	四七・二二	四三・〇二	四八・六八	四五・八五	四一・〇三
二五			二〇		
再	改	前	再	改	前
四八・二七	四五・二三	四〇・三七	四八・二七	四五・二三	四〇・三七
純 收 率			純 收 率		
五三・〇	五三・〇	五三・〇	五三・〇	五三・〇	五三・〇
〇・三一二	〇・一七二	〇・一〇〇	〇・三一二	〇・一七二	〇・一〇〇
比	比	比	比	比	比
一・〇〇	〇・五五	〇・三二	一・〇〇	〇・五五	〇・三二
純 收 率			純 收 率		
五三・八〇	六二・九七	七一・二五	五三・八〇	六二・九七	七一・二五
比	比	比	比	比	比
〇・二八一	〇・〇九四	〇・〇三三	〇・二八一	〇・〇九四	〇・〇三三
比	比	比	比	比	比
一・〇〇	〇・三四	〇・一二	一・〇〇	〇・三四	〇・一二

純は純保険料 收は收入保険料 率は純保険料についての附加保険料率 比は改正若しくは再改正による附加率に對する
改正前の附加率の比 前は改正前 改は改正後 再は再改正後のもの ▲は負數を表はすものとする。

更にこれを普通生命保險會社の分と比較するために次表を作る、これは現在充分基礎確實なりと
信ぜらるゝ一會社の發表にかゝる營業保險料を元とし實際該社が現今使用しつゝある日本三會社生
命表を以て三・五%の豫定利率の下に純保險料を求めたるもの、但し該社の豫定利率は四%なるが、
今吾人の目的は同じ立場に立たねばならぬを以て強いて假定の利率をとる所以、附加率の高低を論

するには却つて正當なりと信するものである。(なほ多くの會社と同様これ以外に利益分配附なることは忘れてはならぬ)。(本誌第三十六卷第六號頁三九參照)

終身保險

年	終身拂込	十年拂込
年齢	純	純
二五	一六・三六	一九・五
三〇	一九・一〇	二二・四
三五	二二・九九	二六・四
	收	收
	率	率
	〇・一九三	三九・〇八
	〇・一七三	四二・七
	〇・一四九	四三・二六
		四八・七三
		收
		率
		〇・〇九三
		〇・〇八二
		〇・〇七〇

養老保險

年	二十年拂込	三十年拂込
年齢	純	純
二五	三八・五九	四八・〇五
三〇	三九・〇四	四九・三二
三五	四〇・四一	五一・九五
	收	收
	率	率
	〇・一九四	四八・〇五
	〇・一九六	四九・三二
	〇・一九三	五一・九五
		五七・七
		〇・一七〇

七

扱以上は已にも云へる通り加入者最も多しと見らるゝ保險の種類及び年齢に就いての材料を得た

るものであるから、再度改正の保険料に關する論評の材料としては適當なりと信するのである。

附加率に就ては改正前の分は極めて高率なるものであつたが、改正の分は餘程低められて、これ等に比しては再度改正の分は更に低められてゐることがわかる。尋常終身保險の分にありては最初の四割内外の附加率は改正によりて三割内外になり再度改正によりて二割五分程度となり、十年拂込終身保險にありては最初の三割内外が改正によりて一割三分内外となり再度改正によりて僅かに二分内外、殆んど附加率なしといふも可なる程度、二十年滿期全期拂込養老保險にありては三割が一割七分となり更に一割程度となり、三十年滿期十年拂込養老保險にありては二割八分程度が一割となり更に今回の再度改正によれば實に附加率は負數を與ふるに至つた、即ち純保險料よりも收入保險料の方が少いといふ頗る奇觀を呈するに至つたのである。附加率の低きは元より可なれども其率が負數を與ふるに至つては寧ろ笑ふべきの結果にして、生命保險料計算の大方針に反するや甚しきものと斷せねばならぬ。これ明かに法外に高き死亡率を有する死亡表を使用せるに原因せずんばあらずである。筆者は此の點に關して内閣統計局男子第二表といふ國民死亡表の死亡率に更に二割増をせるものを以て原表とせる保險局の表はあまりに高率にあらずやとの所以を切言し、根本的改正の必要を述べたること二回、(本誌第三十三卷第二號拙稿「簡易保險の保險料に就いて」同第六號拙稿「簡易保險の改正保險料を評す」)今またこの姑息的なる再度改正によりて頗る可笑しい結果となるを見て三度此の點を高唱せねばならぬ。要するに保險局の保險料は高いのだ、従つて保險局は儲かるのだ、餘り儲けては社會政策の創意に反するから何とかして其責を免れんとするのだ。根本的改正といふことは机上の空論だといふかも知れぬ、又簡易保險

の經營は一般の生命保險の例に漏れて科學的基礎の上に立つのではない目の子算で終始するのだといふならばいざ知らず、苟も生命保險學の根柢の上に立つといふに於ては、かゝる奇怪なる結果となるも尙ほ且つ根本的改正を躊躇するに至つては保險局の學問的誠意を疑はざるを得ぬ。

附加率低下の割合に就いては前回の改正を評せるに當つて改正前の附加率を以て先づ一樣適當なるものとせんか、改正後の分は一樣に低下されては居らぬ旨を述べたるものなるが、今回再度改正の分は更に不均等の著しきを見るのである。目の子算の結果偶然の誤りであるといふより外辯明の途はないであらう。

八

今回の改正において不具癱疾者に對する保險料免除の規定はよく該局成立の主義創意を發揚する所以、大英斷として敬意を表するものである。このことたる元より前記の計算に入るべき筈なれども、不具癱疾率たる全然不明とするところ、且つは大數的には蓋し極めて稀少の場合たるべく見逃し得る程度として除外せるも、大勢には影響なしと考ふるものである。

九

次に考ふべきは契約保險最高限度に關することである。抑々簡易生命保險の保險金額は最高限度三百五十圓である、これを超過してはならぬ、超過せる契約は違法である。當初最高限度三百圓

の提案が二百五十圓に修正されて大正五年二月第三十七議會の協賛を經、更に改正さるべく大正十一年三月第四十五議會に提出し漸く二百五十圓が三百五十圓とされたのであることは已に述べたる所、一厘一毫の微と雖も是れを超えてはならぬのである。然るに例へば廿五歳の人十五年満期全期拂込の養老保險を契約せんか、月掛金二圓十五錢を以て三百五十圓の契約をなし得る勘定である、此の契約は満期の際に還付金は三十二ヶ月分あるを以て金額に直して六十八圓八十錢であるから、保險金三百五十圓を合せて四百十八圓八十錢となるわけである。三十歳の人四十年満期全期拂込の養老保險を契約せんか、月掛金九十二錢を以て三百五十圓の契約をなし得る勘定であるから満期迄生存するとせば七十歳にして受取るべき金額は保險金三百五十圓と還付金百二十一ヶ月分の百十一圓三十二錢計四百六十一圓三十二錢である。同じく三十歳の人二十年拂込終身保險の契約をなさんか、月掛金一圓十五錢を以て三百五十圓の契約をなし得る勘定であるから、此の人七十歳にして死亡せりとせんか還付金は百二十八ヶ月分の百四十七圓二十錢であるから、保險金を合せて四百九十七圓二十錢取れることになる。何れにするも最高限度三百五十圓を超過し得る場合は幾らでも存在し得るであらう、三百五十圓なる最高限度は堅く法律を以て規定するもの、それを省令を以て徒らに改廢し得るであらうか。或は云ふであらう、否保險金は依然として三百五十圓を以て最高限度とする、其他の分は保險料還付である、それも生存年數に應じて定まる不定なる還付金である保險金とは全然別物である。爾云ふならば保險金それ自體も一種の保險料還付ではなからうか。これについて思ひ當ることは先年某會社にて賣り出したる倍額保險のことである、所謂養老金附終身保

險のことであつて、豫め保険料拂込期間を十年、十五年、二十五年と定めておき、其の期間の終り迄被保険者が生存するときは保険金と同額の養老金を支拂ひ、其の後は保険料の拂込みをせず死亡の際に保険金を支拂ふのである、つまり生存中一定の時期と死亡の時と二度保険金を支拂ふもので會社は千圓の契約に對して二千圓支拂ふといふ趣味ある仕組であるといふのが其の會社の保険案内に記載するところ、若し前記保険料拂込期間の終らざる間に死亡する場合にも保険金だけは支拂ひする、但し當初三年間における死亡者に對しては保険金全額は支拂はず相當の區別立てをして居るのである、而して保険料は恐ろしく高い、高い筈である養老金附であるから、加ふるに一種の有限掛金終身保険であるから。此の契約を以て會社は千圓の契約といふ、果して千圓の契約なる言葉は内容を如實にあらはすものであらうか、筆者はこれを以て生存保険と終身保険を結合せる二千圓の契約であると斷するに躊躇せぬ。簡易生命保険の還付金の方法たるよくこの倍額千圓の契約に酷似するではないか、即ちこの方法なるものは實に所定の保険金に應ずるよりも高率なる保険料を徴收しておき、暗黙の間に保険金を増額するの選ぶ所はないのである、遞信省は自ら國家の法網を潜るものといへるではないか。況んや傳へ聞くが如くんば簡易保険の宣傳係は、月掛金何十錢なれば三百五十圓の保険契約は出来るが實は還付金を合すれば五百圓近くの契約と同じである、御宅で二人契約なされば合計千圓内外の契約を得られるわけで民間會社の八釜しき身體診査などいはるよりも遙かに簡易且つ御得であるなどいふことを以て宣傳にこれつとめて居るといふ。元より宣傳するものゝ罪でも何んでもない保険局の不徳の致す所であるといふより外はあるまい。二百五十

圓とか三百五十圓とかの嚴重なる制限は何の爲めにおいてあるかは云ふ迄もないこと、民間會社が此の點について一言なきは聊か不審とするところ、其の寛仁なる態度には敬服の外はないのである。

十

茲に吾人は結論に到達した、即ち死亡表の改訂を斷行し必ずや引き下げ得べき理由の存する死亡率を低め、公算的に最も理想とする一様等齊なる割合を以て純保険料を定め適當なる附加率を施して所謂保険金額表の確立を定め、一面には最高限度の制限を尊重し、以て今回再度改正の還付金法による如き適確ならぬと思はるゝ方法を撤廢し、眞の簡易保険の目的貫徹に資せられんことを希望するものである。

(大正十三年六月廿三日稿)